

第 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和元年5月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 62 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年3月31日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の2中「第15条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第15条第1項中「ときは」の次に「、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第2項中「（前項の規定の適用がある者を除く。）」を削り、「認める者」を「認めるもの」に、「に上る」を「である」に改め、「ときは」の次に「、前項又は法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第3項中「することができない」を「すべき者が当該期限の延長を申請した場合において当該期限までにこれらの行為をすることができない」に改め、「前2項」の次に「又は法第20条の5の2第2項」を加え、「、当該行為をすべき者の申請により」を削る。

第30条第2項中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」に改める。

第89条第7項中「及び」を「を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第105条の2において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構（第105条の2において「地方税共同機構」という。）を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第105条の2中「及び」を「を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第7条の2及び第8条中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第8条の2第1項中「この項において」を「この項及び第3項において」に、「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「(第84条第1項の)」を「(第84条第2項に規定する)」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号ア(ア)a中「及び次条」を「、次条及び附則第8条の3の4」に改め、同項第5号中「。次条」の次に「及び附則第8条の3の4第2項第4号」を加え、同号ア(ア)及びイ中「及び次条」を「、次条及び附則第8条の3の4第2項第4号」に改め、同項第6号中「。次条」の次に「及び附則第8条の3の4第4項第5号」を加え、同号ウ(ア)a中「平成28年10月1日」の次に「(車両総重量が3.5トンを超える7.5トン以下のものにあっては、平成30年10月1日)」を、「次条」の次に「及び附則第8条の3の4第4項第5号」を加え、同号ウ(ア)b中「及び次条」を「、次条及び附則第8条の3の4第4項第5号」に改める。

附則第8条の3の2第2項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第1項に規定するものに限る。)」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第2項」に、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第3項」に、同項第2号ア中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第4項」に、同号イ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第5項」に、同号ウ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第7項に規定するものに限る。)」

に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第5項中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号イ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第8項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第5項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第11項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

いこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第15項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第16項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第17項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号ア中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第8条の3の4第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を削り、同項第2号ア中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の6第8項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の4第2項第1号中「附則第8条の3の2第2項第1号」を「附則第8条の3の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の6第5項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の4第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第8条の3の2第4項第1号」を「附則第8条の3の2第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項第3号中「附則第8条の3の2第4項第2号」を「附則第8条の3の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第8条の3の2第5項第2号ウ」を「附則第8条の3の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「附則第8条の3の2第6項第2号」を「附則第8条の3の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号ア中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第13項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第8条の3の2第6項第1号」を「附則第8条の3の2第6項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の6第12項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の4第4項に次の1号を加える。

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで省令附則第4条の6第15項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成28年轻油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成21年轻油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年轻油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第8条の3の4第5項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第16項」に改め、同号イ中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6第17項」に改め、同条第6項中「供する自動車」の次に「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「装置（以下この項から第12項まで）」を「装置（以下この項から第11項まで）」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「第12項」を「第11項」に、「同条」を「同法第41条」に改め、同項第2号中「第12項まで」を「第11項まで」に改め、同項第3号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改

め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第4条の6の2第16項」を「附則第4条の6の2第15項」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に改め、「3.5トンを超える」の次に「8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超える」を加え、「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第16項」に、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超える20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第4条の6の2第18項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第9条第1項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第1号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第2号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項の」を「次の」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第1項」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第4項に規定するものをいう。）」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第5項に規定するエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第5条

の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に、「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第8項に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同項第5号中「乗用車」の次に「（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第10項」に、「平成21年轻油軽中量車基準」を「同法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第11項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円

	18, 500円	5, 000円
	22, 000円	5, 500円
	25, 500円	6, 500円
	29, 500円	7, 500円
	4, 700円	1, 200円
	7, 500円	2, 000円
	15, 100円	4, 000円
第1項第2号イ	8, 000円	2, 000円
	11, 500円	3, 000円
	16, 000円	4, 000円
	20, 500円	5, 500円
	25, 500円	6, 500円
	30, 000円	7, 500円
	35, 000円	9, 000円
	40, 500円	10, 500円
	6, 300円	1, 600円
	10, 200円	3, 000円
	20, 600円	5, 500円
第1項第3号ア(ア)	12, 000円	3, 000円
	14, 500円	4, 000円
	17, 500円	4, 500円
	20, 000円	5, 000円
	22, 500円	6, 000円
	25, 500円	6, 500円
	29, 000円	7, 500円
第1項第3号ア(イ)	26, 500円	7, 000円
	32, 000円	8, 000円
	38, 000円	9, 500円
	44, 000円	11, 000円
	50, 500円	13, 000円
	57, 000円	14, 500円
	64, 000円	16, 000円
第1項第3号イ	33, 000円	8, 500円
	41, 000円	10, 500円

	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号ア	4,500円	1,500円
	5,500円	1,500円
	6,500円	2,000円
	3,900円	1,000円
第1項第4号イ	6,000円	1,500円
	7,000円	2,000円
	8,500円	2,500円
	5,300円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円
	27,500円	7,000円
	17,500円	4,500円
	8,500円	2,500円
第1項第5号イ	16,000円	4,000円
	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
	36,000円	9,000円
	23,500円	6,000円
	11,000円	3,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円

第2項第2号	5, 200円	1, 300円
	6, 300円	1, 600円
	8, 000円	2, 000円
第4項	12, 000円	3, 000円
	14, 500円	4, 000円
	17, 500円	4, 500円
	20, 000円	5, 000円
	22, 500円	6, 000円
	25, 500円	6, 500円
	29, 000円	7, 500円

附則第9条第4項を同条第2項とし、附則第9条第5項中「附則第5条の2第15項」を「附則第5条の2第12項」に、「附則第5条の2第16項」を「附則第5条の2第13項」に、「第3項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7, 500円	4, 000円
	8, 500円	4, 500円
	9, 500円	5, 000円
	13, 800円	7, 000円
	15, 700円	8, 000円
	17, 900円	9, 000円
	20, 500円	10, 500円
	23, 600円	12, 000円
	27, 200円	14, 000円
	40, 700円	20, 500円
第1項第1号イ	29, 500円	15, 000円
	34, 500円	17, 500円
	39, 500円	20, 000円
	45, 000円	22, 500円
	51, 000円	25, 500円
	58, 000円	29, 000円
	66, 500円	33, 500円
	76, 500円	38, 500円
	88, 000円	44, 000円
	111, 000円	55, 500円
第1項第2号ア	6, 500円	3, 500円

	9, 000円	4, 500円
	12, 000円	6, 000円
	15, 000円	7, 500円
	18, 500円	9, 500円
	22, 000円	11, 000円
	25, 500円	13, 000円
	29, 500円	15, 000円
	4, 700円	2, 400円
	7, 500円	4, 000円
	15, 100円	8, 000円
第1項第2号イ	8, 000円	4, 000円
	11, 500円	6, 000円
	16, 000円	8, 000円
	20, 500円	10, 500円
	25, 500円	13, 000円
	30, 000円	15, 000円
	35, 000円	17, 500円
	40, 500円	20, 500円
	6, 300円	3, 200円
	10, 200円	5, 500円
	20, 600円	10, 500円
第1項第3号ア(ア)	12, 000円	6, 000円
	14, 500円	7, 500円
	17, 500円	9, 000円
	20, 000円	10, 000円
	22, 500円	11, 500円
	25, 500円	13, 000円
	29, 000円	14, 500円
第1項第3号ア(イ)	26, 500円	13, 500円
	32, 000円	16, 000円
	38, 000円	19, 000円
	44, 000円	22, 000円
	50, 500円	25, 500円
	57, 000円	28, 500円

	64,000円	32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号ア	4,500円	2,500円
	5,500円	3,000円
	6,500円	3,500円
	3,900円	2,000円
第1項第4号イ	6,000円	3,000円
	7,000円	3,500円
	8,500円	4,500円
	5,300円	3,000円
第1項第5号ア	12,000円	6,000円
	27,500円	14,000円
	17,500円	9,000円
	8,500円	4,500円
第1項第5号イ	16,000円	8,000円
	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
	36,000円	18,000円
	23,500円	12,000円
	11,000円	5,500円

第2項第1号	3, 700円	1, 800円
	4, 700円	2, 300円
	6, 300円	3, 200円
第2項第2号	5, 200円	2, 600円
	6, 300円	3, 200円
	8, 000円	4, 000円
第4項	12, 000円	6, 000円
	14, 500円	7, 500円
	17, 500円	9, 000円
	20, 000円	10, 000円
	22, 500円	11, 500円
	25, 500円	13, 000円
	29, 000円	14, 500円

附則第9条第5項を同条第3項とする。

附則第9条の2第1項中「前条第2項から第5項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第2項から第5項まで」を「同条第2項又は第3項」に改める。

附則第13条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「にあっては」を「には」に改める。

(熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、熊本県税条例第100条の次に7条を加える改正規定（第100条の6第5項に係る部分に限る。）中「及び」を「を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第105条の2において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構（第105条の2において「地方税共同機構」という。）を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条例附則第9条第1項の改正規定中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。

次項第1号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第2号」に改め、「一般乗用用バス」に」の次に「、「平成31年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第1号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第2号の改正規定中「初回新規登録」に」の次に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に」を加え、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項を同条第2項とする改正規定中「同条第2項から第4項までを削り、同条第5項を同条第2項とする」を「同条第2項及び第3項を削る」に改め、同条例附則に次の1項を加える。

7 施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割に  
係る改正後の県税条例第104条第4項の規定の適用については、「、この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年熊本県条例第12号）第1条の規定による改正前の熊本県税条例（以下この項において「改正前の県税条例」という。）第100条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して改正前の県税条例に規定する自動車税を課されないとき」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本県税条例第30条第2項の改正規定は、平成31年6月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。